

平成31年度 解体工事に係る入札制度の改正について

1 「格付け基準」の設定

平成31年6月より格付けを実施します。

解体工事の格付けについては、経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書における「解体工事」の完成工事高により、以下のように格付けを実施します。（※総合評定値（P点）を基準に本市が算定した最終数値は、格付けに影響ありません。）

【格付け基準】

等級	最終数値	完成工事高条件
A	—	1,000万円以上
B	—	250万円以上
C	—	250万円未満

2 等級別標準発注金額の設定

平成31年6月以降は、上記により決定した等級に応じて、以下のとおり標準発注金額を設定します。

【等級別標準発注金額】

等級	標準発注金額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満
C	500万円未満